

# 管轄の合意に関する考察

菊池 定信

- 一 本稿の目的
- 二 管轄の合意の解釈
- 三 管轄の合意と意思の欠缺・瑕疵
- 四 結語

## 一 本稿の目的

一 管轄の合意を企業などと締結するときは、その経済的社会的に優位な地位を利用して、一方的に定められることがあり、この場合は、その不利益を受ける者を救済するために、かかる管轄の合意をその者の利益に解釈すべきであるとし、あるいはその合意の効力を制限ないし否定すべきである、という見解が近時有力に主張されている。<sup>(1)</sup> この点

に關しては、おそらく異論がないであろう。しかしその解釈をする場合に、どのような基準ないし資料によるべきかが問題であり、これを明確にしないかぎり、個別決定的な見解の対立を免れないであろう。さらにその法的評価をする場合にも、どのような視点から考察し構成してその効力を制限ないし否定すべきかが問題とされなければならぬ。これらの点では、従来の見解には、なお検討の余地があるように思われる。

二 通説によれば、合意による管轄の定め方には、いわゆる付加的合意と専属的合意とがあり、そのいずれを定めたかが明らかでないときは、合意の解釈によるべきものとしている。<sup>(2)</sup>そして具体的個別の合意につき当事者の意思が明らかでない場合には、合意の際の主観的・客観的な諸事情を考慮して、その合意の内容を明らかにすべきである、としている。<sup>(3)</sup>

たしかに一般の訴訟行為や法律行為については、これによって当事者が達しようとした目的に合致するように解釈すべきであり、そのためには、当該行為における諸般の事情を考慮して解釈する必要がある。不明瞭な行為の内容を解釈によって確定しなければ、その行為自体の存在意義を失うことになるからである。しかし管轄の合意にあっては、以上と同様の解釈方法によるべきであらうか。元来、管轄の合意をするにつき書面を要求したのは、管轄に関する当事者の意思の明確を期し、後日この点に関する争いを生じさせない趣旨であつた筈である。この趣旨からすれば、書面の表示内容から管轄裁判所を特定することができない場合でも、なおその他の資料により管轄裁判所を明らかにすべきである、という見解には疑問をもつ。近時の学説のように、書面の表示内容が明らかでない場合でも、なお合意の解釈問題であるとする<sup>(4)</sup>ことは、いたずらに管轄に関する争いをあとに残し、妥当な解釈方法とはいえない。

この点、さらに検討してみなければならない。

三 特定の裁判所を専属管轄とする旨の合意であっても、それが当事者の一方にのみ著しく不利益をもたらすものであるときは、その者を救済して当事者間の公平を図るための訴訟法上の考察を必要とする。そこでこのような場合には、法律行為または意思表示に関する民法の規定（例、民法九〇条・九五条・九六条等）を類推適用して、これに基づきその合意の効力を評価すべきである、というのが現在の通説である。<sup>(5)</sup> たしかにそのような専属的合意の定めは、関係当事者の訴訟関与を極端に制限するものとして、許されるべきではないから、民法規定の類推適用を妥当とすべき場面ではある。しかし民法九〇条の規定は、その本質において抽象的であり、その故にこれに基づく評価基準も客観的に定まっていない。したがって管轄の合意が民法九〇条により具体的に無効となるか否か、つまり当事者としては、その合意に従い起訴すべきかどうか、またこれに应诉すべきかどうかを判定することができない、という現実の不都合を生ずるのである。のみならず専属的合意が民法九〇条により無効とされるべき場合でも、その裁判所に起訴がされて被告がこれに应诉すれば、その裁判所に管轄の生ずることを認めなければならない。しかしこれでは、当然に無効なものとして、確定的に排斥されるべき管轄を应诉により適法視してしまう、<sup>(6)</sup> という矛盾を生ずることになる。民法九〇条を類推適用する以上は、他の手段によっても、その違反により無効とされるべきものの効力の発生を認めるべきではない。以上のような不都合ないしは矛盾を回避するためには、その管轄を絶対的に排斥すべき特段の事情のないかぎり、管轄の合意に民法九〇条を類推適用することは許されないと解すべきではないだろうか。

次に意思の欠缺・瑕疵に基づく意思表示の無効・取消を定める民法規定（主として民法九五条・九六条）の類推適用に

関してである。民法の学説によれば、錯誤による無効も、また詐欺・強迫による取消も、ともに表意者を保護するため法律行為の効力を否認する法的手段にすぎず、その両者には実質的な差異がない、と解するのが一般である。<sup>(7)</sup>これに従うならば、管轄の合意の意思表示に要素の錯誤があっても、またその意思表示が他人の欺罔または強迫によってなされた場合でも、その無効の主張または取消があるまでは、一応その効力を生じているものと解することができ<sup>(8)</sup>る。ここでは民法九〇条の類推適用における不都合や矛盾がみられない。つまりその無効または取消のないかぎり、合意で指定した裁判所に管轄が認められる。のみならずその無効または取消によって合意が失効すべき場合でも、追認または応訴によりその裁判所に管轄権の発生することを妨げるものではない。ただし管轄の合意がこれらによって失効した場合であっても、その効力は合意管轄のみの否定であって、応訴管轄の発生に関してまでその影響を及ぼすものではないからである。

管轄の合意が当事者の一方にのみ著しく不利益をもたらすものであるときは、その当事者に果してそのような合意を欲する意思があったかどうか、またかりにその意思があったとしても、その意思が他人の不当な干渉によって形成されたものではないか、などについて問題とされなければならない。ただし合理的な意思の下では、右のような合意を締結する筈がないからである。民法は、このような意思の不在や故障に基づく意思表示の効力に関して規定しているのだから、管轄の合意についても、これを類推適用して、その効力を問題としてみる必要がある。すなわち錯誤無効または詐欺・強迫による取消に関する民法規定の類推適用についてである。ただしこの規定は、一般の取引行為に関する通則であり、他方では取引の安全をも顧慮するものとなっている。したがって管轄の合意にこれを適用するに

ついては、訴訟法的視点から吟味してみなければならぬ。民法理論は、そのままでは管轄の合意に妥当しない。筆者は、このような考えから、管轄の合意についての錯誤無効、または詐欺・強迫による取消に関し検討してみる。

- (1) 合意の解釈に関するものとしては、中務「合意管轄」菊井編民訴法上巻五二頁、竹下「専属的管轄の合意」統民訴判例百選一三頁、奈良「合意管轄(その一)」金融法務五五八号四〇頁、高島「管轄合意をめぐる問題点」新実務民訴講座Ⅰ二二八頁以下、納谷「合意管轄」ケーススタディ民訴法Ⅰ七三頁、徳田「管轄の合意の要件と効力」民訴法の争点五九頁、野村「管轄の合意」新版民訴法演習Ⅰ三六頁、水谷「約款による管轄の合意」民商法誌六九巻五号一三二頁以下等。また合意の効力に関するものとしては、中務・前掲論文五四頁、竹下・前掲百選一三頁、高島・前掲論文二三四頁以下、本城「合意管轄」演習民訴法(Ⅱ)一一一頁、徳田・前掲争点五九頁、野村・前掲演習三三頁、水谷・前掲民商誌一三八頁等。なお不利益を受ける当事者の救済手段として、移送制度の適用を主張する見解も多い。

- (2) 三ヶ月・民訴法(全集)二五四頁、新堂・民訴法七一頁、中野Ⅱ松浦Ⅱ鈴木・民訴法講義七七頁、中務・前掲論文五二頁、高島・前掲論文二二八頁等。

- (3) 竹下・前掲百選一三頁、高島・前掲論文二二八頁、納谷・前掲ケーススタディ七三頁、野村・前掲演習三六頁、水谷・前掲民商誌一三六頁等。

- (4) 学説は、合意の内容が明らかでない場合は、その解釈問題であるとしながらも、その具体的な解釈では見解が分かれる。判例もまた同様である(この点、後述)。しかし見解が分かれるようでは、かえって現実の混乱を招くだけである。ことに応訴すべき被告が自己に有利な解釈をして、何ら抗弁を提出することなく期日に欠席することもありうる。

- (5) 兼子・民訴法体系八九頁、三ヶ月・前掲書二五六頁、斉藤・民訴法概論七五頁、新堂・前掲書七三頁注(1)、中野Ⅱ松浦Ⅱ鈴木・前掲書七八頁、中務・前掲論文五四頁、高島・前掲論文二二六頁等。

- (6) 被告が応訴せずに欠席した場合、出頭した原告の合意管轄に関する主張事実を自白したものとみなされるが(民訴一四〇

条三項）、その結果、民法九〇条違反により排斥されるべき合意上の裁判所に管轄の生ずるおそれがある。しかし訴訟法上のこのような管轄の発生を認めるのは、擬制自白の適用範囲を誤っている、というべきであろう。民法九〇条違反の行為は、追認等によっても絶対にその効力を生じないものと解されている。

(7) 我妻・民法総則（講義Ⅰ）三〇六頁、川島・民法総則（全集）二九六頁、松坂・民法提要総則二三一頁、幾代・民法総則二七六頁、四宮・民法総則一八九頁、星野・民法概論Ⅰ二二二頁等。

(8) 取消しうる法律行為は、取消されるまでは有効なものとされるが、錯誤無効の法律行為は、無効とされるまでは有効・無効の確定しないまま、事実上その効力を生じているものと解される。このような無効を瑕疵無効といえることができる。詳しくは拙稿「民法上の錯誤に関する一考察」国士館法学創刊号二二二頁以下。

## 二 管轄の合意の解釈

一 前述したように、通説は、合意による管轄の定め方に付加的合意と専属的合意とがあり、そのいずれであるかが明確でないときは、合意の解釈問題である、としている。しかし例えば単にある裁判所を管轄裁判所とする、というような書面上の文言の具体的な解釈に関しては、次のように見解が分かれる。すなわちそれが法定の管轄裁判所のうちのいずれかを指定したものであるときは、専属的合意であり、その他は付加的合意である、と解する説<sup>(1)</sup>、当事者が一つの裁判所を指定したときは、その裁判所で訴訟をしようとする趣旨であり、他の裁判所で訴訟をする意思のないのが通常であろうから、その裁判所が法定管轄裁判所であろうとなかろうと、とくに付加的と解すべき特別の事情のないかぎり、専属的合意と解すべきである、とする説<sup>(2)</sup>、起訴の便宜を考慮して付加的合意と解すべきである、とする説<sup>(3)</sup>、とくに普通契約約款等の場合において、専属的合意をするにつき合理的な理由など特別の事情のないかぎり、一

般契約者の利益に解釈して付加的合意と解すべきである、とする説<sup>(4)</sup>などである。

二 管轄の合意の解釈に関しては、学説と同様に判例の立場も一貫していない。

- [1] 札幌高裁決定（昭和四五年四月二〇日、下民集二巻三・四号六〇三頁）は、保険会社の本店所在地を管轄する裁判所をもって合意による管轄裁判所とする、という管轄約款につき次のような理由によって付加的合意と解した。すなわち商慣習上、保険契約は、保険契約者の契約内容に対する具体的な知・不知を問わず、特にこれによらない旨の意思表示その他特別の事情のない限り、約款に則って締結されるものと解すべきであり、右約款の制度的、法規的性質からして、その解釈に当っては、個々の保険契約者の具体的意思やこれを制定した保険会社の意図は決定的な資料とすべきではなく、その適用が予定された保険契約者一般の合理的な理解可能性を標準とすべきものである。これを本件管轄約款についてみるに、保険契約に関する訴訟の裁判機関を常に保険会社の本店所在地を管轄する裁判所に限るということは、保険会社にとって便益このうえもないことであり、この立場からみると、右管轄約款をもって専属的管轄を定める意図であったものと推認され得なくもない。しかし反面、一般の保険契約者にとっては、それは甚だ不便なことであり、殊に遠隔地居住の如き場合は、紛争解決を初めから断念せざるを得ないに等しい結果を招来することにもなるのであって、右の如き管轄の限定は到底一般の理解に達する所以ではない。したがって疑わしい場合は、むしろ一般契約者の利益に解すべく、本件管轄約款は、保険会社の本店所在地の裁判所が法定管轄を有しない場合に、これに管轄権を認めた、いわゆる付加的合意を定めたものと解するのが相当である、とした。

- [2] 大阪高裁決定（昭和四五年八月二六日、判時六一三号六二頁）は、請負契約に関する裁判所の管轄を元請会社の本

社の所在する管轄内とする、という管轄条項につき次のような理由で専属的合意と解した。すなわち管轄の合意がいわゆる専属的管轄に当るかまたは付加的管轄に当るかは、一次的には、当該合意における当事者双方の意思解釈によって判定し、その判定資料を欠く場合に、はじめて二次的に付加的管轄の合意があったものとみなすのが相当である。本件の場合には、元請会社、がもっぱら自分の利益のために一方的に管轄裁判所を指定して下請会社に申し入れ、下請会社もその利害を知らずながら、なんらの変更を加えることなく右申込みを受諾したものと認められる。したがって本件管轄の合意が専属的なものであるか付加的なものであるかは、もっぱら申込みにおける元請会社の意思によって決せられ、その有利に解釈すべきである、として、専属的管轄の合意である、と解した。

[3] 東京高裁決定（昭和五二年一月二五日、下民集二七卷九―一二号七八六頁）は、自動車割賦販売契約に関する争いについては販売会社の本店・支店・営業所の所在地を管轄する管轄裁判所とする、という趣旨の管轄条項につき、競合する法定管轄裁判所のうちのあるものを特定するような合意は、特段の事情のない限り右裁判所を専属的に管轄裁判所と定めたものと解すべきである、とした。

三 以上の学説・判例は、管轄の合意内容が不明確である場合は、その確定は合意の解釈によるべきであるとして、それぞれの解釈方法ないしは解釈の基準により、その意味を明らかにしようとする。その結果、あるいは専属的合意と解し、あるいは付加的合意と解して、それぞれその判断を異にしている。しかしこのように解釈の方法ないし基準等が分かれること自体、まず問題とされなければならない。

前述の学説・判例の中には、管轄の合意が当事者間の協議によって成立したか、それとも附合契約等における一方

的な管轄条項として成立したかを区別して、その解釈をしようとするものがある。そして前者では、もっぱら当事者の意思を表示行為等から探究して解釈すべきであるが、後者では、管轄条項を一方的に強いられる一般契約者の利益を顧慮して解釈すべきである、というのである。たしかに普通契約約款等において一方的な条項があるときは、その条項については企業の不利に、一般契約者の有利に解釈すべきである、という見解があり、それ自体は一般論として正当であろう。しかし具体的な解釈において、そのような標準のみを根拠とし、これ以外の当事者の具体的意思等を解釈の決定的な資料とすべきではない、とする前掲〔1〕判例の態度は、あまりにも画一すぎるものといわざるをえない。解釈の意義ないし目的は、なお議論があるにせよ、まず表示行為の有する意味を明らかにするものでなければならぬからである。これによって生ずる不都合は、瑕疵ある行為として法的評価を加えることも可能であろう。他方、承諾者が一方的な申込みをそのまま受諾した場合は、申込者の意思のみによって合意の内容を決すべきであるとし、これが管轄の合意一般の解釈方法であるかの如き態度をとる前掲〔2〕判例も、また批判されなければならない。いずれにしても、書面により管轄裁判所を明確に表示すべきことが要請される管轄の合意にあっては、これに応じた解釈の方法ないし基準を確立すべきである。

法律行為の解釈には、二つの異なった操作がある、とよくいわれている。<sup>(7)</sup>すなわちその一つは、表示行為その他の事実に基づいて法律行為の意味を確定する場合であり、その二は、当該法律行為に対してどのような法律効果を与えるべきか、という価値判断に基づいて法律行為の内容を確定する場合である。後者が行われるのは、当事者間の合意に空白な部分がある場合である、とされる。前掲〔1〕判例も、この後者によるものと思われるが、問題は、必ずしも空

白な部分があるときみられない場合でも、他の資料・評価により管轄裁判所を決めてしまうような方法が管轄の合意の解釈においても認められるか、という点である。もしこれを肯定するとすれば、書面により特定の管轄裁判所が専属的に明示されているにも拘わらず、なお一方的な解釈をしてそれと異なる管轄裁判所を決めることができることになろう。管轄の合意の解釈は、書面による表示行為の意味を確定することにある、というべきであろう。

管轄の合意の解釈は、書面による表示行為の意味を確定することをその目的とすべきである。とするならば、その解釈の基準となるべき対象・資料もおのずから限定せざるをえない。つまり書面以外の資料に基づいて解釈することは、特別の事情のないかぎり許されない、と解すべきである。前掲判例においても、書面以外にどれだけの資料があったのか疑わしい。極端でしかも一方的な解釈をした理由は、この点にあるように思われる。

四 管轄の合意についても、一般の法律行為の解釈と異なるところがない、という見解が少なくない。<sup>(8)</sup>しかしこのように解するときは、種々の解釈の方法・操作・資料を用いることができるから、多くの管轄を認める原因となり、いたずらに問題を大きくするように思われる。この点、従来の学説・判例の証明するところであろう。実際問題としても、当事者としては、その合意に従い起訴すべきかどうか、またこれに応訴すべきかどうかを決めることができず、かえって混乱を招くことになろう。

一般に法律行為の内容が不明瞭であるときは、その内容を明確にしなければ、その行為は全く無意味なものとなるから、各種の解釈の方法・操作・資料を用いて、できるかぎりその内容を確定する必要がある。不明瞭な内容の行為を解釈によって確定しなければ、その行為に対する法的評価もできない。そこで当該行為により達成しようとした初

期の目的が実現されるように、合理的に解釈することが要請される。法律行為の一部無効や無効行為の転換の理論も、このような要請の現われといえよう。しかし管轄の合意の解釈にあつては、以上と同一の視点で論ずることはできない。かりに合意の内容を解釈によつて確定できず、したがつてその趣旨の管轄を認めることができない場合でも、その故に当事者の訴訟上の利益を不当に害したことはない。もつぱら当事者間の公平と訴訟追行上の便宜を考慮した法定管轄があるからである。

以上の検討により、管轄の合意については、一般の法律行為の解釈におけると異なり、書面による表示行為に基づいて解釈すべきであり、原則としてこれ以外の具体的事情による解釈は許されない。つまり合意による管轄は、書面の文言またはこれから推断される合意の意思を探究して確定すべきである。それでもなお合意上の管轄を特定できない場合は、その合意としての法的保護を与えることができないものと解さなければならない。すなわち、

(1) 書面上の文言またはこれから推断される意思によつて、特定の裁判所のみを管轄裁判所とし、他の裁判所の管轄を一切排除する趣旨が明らかである場合にかぎり、専属的合意と解すべきである。これ以外の資料は考慮されるべきではない。以上の専属的合意と解される場合を除き、書面上の文言またはこれから推断される意思により、なお管轄裁判所を特定できるときは、付加的合意または競合的合意と解すべきである。前者は、法定管轄のほかに管轄裁判所を追加する場合であり、後者は、法定管轄のうちのどれかを指定した場合である。この点で、通説の競合的合意の意味と異なる。競合的合意の場合は、後日に生ずる訴訟では無意味となるが、しかしそれ以前の合意の時点では、将来どのような紛争が発生するかを予測できず、したがつて法定管轄も明らかでない場合があるのだから、あらかじめ

管轄裁判所を指定しておく実益はある(後日、付加的合意となる場合もある)。それが後日に生じた訴訟で、結果的に法定管轄におけると同じになっただけのことである。

(2) 書面上の文言またはこれから推断される意思により、管轄裁判所を特定できない場合は、管轄の合意としての効力を認めることができない。かりにそれ以外の他の資料から管轄裁判所を明らかにできる場合であっても、これを合意によるものとして認めることはできない。例えば管轄裁判所を特定の商慣習や信義則に従い定めるとか、将来紛争が生じたときに定める、などという記載が書面にあっても、それは無効である。もし当事者がその意図する管轄を欲するのであれば、後日改めて適法な合意をすればよい。またそれに応訴管轄を生じさせることもできる。なお管轄の不明瞭な書面上の合意でも、その成立自体を否定すべきではない。その書面自体が形式的にせよ存在し、かつそれが一定の法律関係に基づく訴に関するものである以上、のちに管轄裁判所のみを指定するなどの追認行為が書面によってなされたときは、これと一体する管轄の合意としてその効力を認めることも可能だからである。

(1) 兼子・民訴法体系九〇頁、三ヶ月・民訴法(全集)二五四頁、斉藤編・注釈民訴法(1)一五五頁、中務「合意管轄」菊井編全訂民訴法上巻五二頁等。

(2) 竹下「専属的管轄の合意」統民訴法判例百選一三頁、奈良「合意管轄(その二)」金融法務五五九号四〇頁、新堂・民訴法七一頁注(1)。もっとも新堂説は、附合契約の一部としてなされる合意については、当事者の一方の便宜のみから形式的になされる点で、通説(前注(1)の説)を妥当とする。

(3) 菊井||村松・全訂民訴法I一三〇頁。

(4) 高島「管轄合意をめぐる問題点」新実務民訴講座I二二三頁。

- (5) 川島・民法総則(全集)二〇九頁、木下「法律行為論」ロースクール一三三号二一頁以下、植木「普通取引約款」石田編民法I(学説と判例2)六三頁、大塚「約款の解釈方法」民法の争点二二六頁。
- (6) 詳細については野村「法律行為の解釈」民法講座I二九一頁以下。
- (7) 穂積「法律行為の解釈の構造と機能(二)」法学協会誌七八卷一号二七頁以下、川島・前掲書一八九頁、幾代・民法総則二二五頁、四宮・民法総則一六三頁、星野・民法概論I一八〇頁等。
- (8) 竹下・前掲百選一二頁、納谷・ケーススタディ民法I七三頁、高島・前掲論文二二八頁等。

### 三 管轄の合意と意思の欠缺・瑕疵

一 合意管轄、とくに専属的合意が当事者の一方にのみ著しく不利益をもたらすものであることが判明したときは、その当事者に果たして合意どおりの管轄を欲する意思があったかどうか、かりにその意思があったとしても、その意思形成に他人の欺罔や強迫等の不当な干渉がなかったかどうかは、訴訟法上のみならず、実体法上もまた問題とされなければならない。ただし合意によって生ずる効力は、訴訟法上のものであるが、これによってその訴訟で行使されるべき実体法上の権利関係も、またその影響を免れることができないからである。のみならず管轄の合意の成立には、訴訟法上の要件を必要とするが、それは実質的には、実体法上の契約の成立となんら異なるところがないのである。したがって合意に対応した意思が欠缺する場合、またはその意思の形成過程において瑕疵が存する場合には、錯誤または詐欺・強迫による意思表示の問題として、これらにつき民法九五条・九六条を類推適用し、その合意の効力を検討して見る必要がある。ただしその民法規定は、一般の取引関係の通則を定めるものであるから、これをそのまま

管轄の合意に類推できるかどうかは、なお訴訟法上の視点から検討してみなければならぬ。

管轄の合意に民法九五条・九六条の規定が類推適用されるべきである、と解する点では学説上異論がない<sup>(2)</sup>。しかし合意に関する意思表示がどのような錯誤や詐欺・強迫によってなされた場合に、その類推適用が認められるか、という具体的な問題については、これまでほとんど検討されていない。この問題は、おそらく民法上の解釈論によるべきものと解するからであろうか。しかし筆者は、管轄の合意の成立に必要な意思表示が錯誤や詐欺・強迫によってなされた場合には、それは実体法のみならず訴訟法の問題でもあり、したがってその双方の視点から考察しなければならぬものと考ええる。すなわち民法九五条・九六条の規定は、一般の法律行為に関する通則であるから、特殊の行為については、その適用ないしは類推適用が問題とされなければならない、ということである。この点、民法の学説では、身分上の行為や多くの利害関係が形成される特殊の取引行為等については、その適用を否定し、あるいは制限するなど、行為の種類によって差異を設けている<sup>(3)</sup>。管轄の合意もまた、管轄の変更だけを直接の目的とする点で、特殊の行為とみるべきであるから、民法規定の類推適用に関しては、訴訟法上の視点からの検討を必要とする。つまり当事者間の公平と訴訟追行上の便宜とを調節しようとする訴訟法の趣旨は、その類推適用において考慮されなければならない。さらに民法九五条・九六条の規定は、一般の取引関係に関する通則として、表意者と相手方のみならず、これと利害関係にたつ第三者の保護をも考慮して定められている、という点を無視することができない。民法の学説でも、その解釈論において、第三者保護を重視する見解が多い<sup>(4)</sup>。錯誤や詐欺・強迫に基づき成立した管轄の合意に関しても、当事者間の利害を調節して公平にその法的評価をしなければならないことはもとより当然であるが、第三者

保護という要請をも、その際に考慮すべき必要があるとは思われない。<sup>(5)</sup> 第三者保護は、取引社会が行為の外形に信頼して、その上に多くの利害関係が迅速に形成される取引行為において、法律政策上要請されるものだからである。しかも管轄の合意は、取引行為と異なる特殊の行為である。ことに訴訟物たる権利関係が特定承継されても、これと一体する合意の効力が当然にその第三者に承継されるものと解すべきではない。かりに合意の効力が第三者に承継されると解しても、これと同時に承継された権利関係の上に新たに利害関係が形成されたときは、それは合意管轄の基礎となった従前の法律関係と異なる別個の権利関係とみることもできるから、そこでは従前の法律関係につきなされた合意の効力は認められない、と解することができる。したがって私法上の契約が第三者との関係で有効とされ、あるいは無効とされても、その契約の一環としてなされた管轄の合意の効力は、これと同一の法的評価を受けるとはかぎらない。つまり第三者に対する関係では、より訴訟法の趣旨を重視して民法理論を修正する必要がある。

以上により、管轄の合意における意思表示についての錯誤または詐欺・強迫に関し、二・三の問題を検討してみよう。

二 管轄の合意に関し錯誤がある場合、一方では錯誤者を保護する必要がある、また他方では相手方の地位を考慮する必要があるので、その効力を否認するとすれば、どのような要件を考えるべきかが解釈論上問題となってくる。この点、法律行為にあつては、その種類や内容が多種多様であり、かつこれに関する錯誤の態様も多数存在するから、何が法律行為の要素に関する錯誤であるかにつき、種々見解の分かれるところである。<sup>(6)</sup> しかし管轄の合意は、単に管轄の変更だけを目的とするものであり、かつまたこれに関する錯誤の態様も、動機に関するものを除けば、それ程多

くありえないだろうから、その要素の錯誤の判定も、法律行為の場合に比べ容易だろうと思われる。例えば表意者が意図した管轄の表示を誤り、またはその管轄の意味を誤解して合意をし、これによって錯誤者が著しく訴訟追行上の不利益を被る場合に、要素の錯誤となる、と筆者は解する。ところで民法の学説では、相手方の保護ないし取引の安全保護を重視して、錯誤についての相手方の予見可能性、取引の事情や当事者間に生ずる利害等を要素の錯誤の要件または判断基準とすべきである、という見解が有力である。<sup>(7)</sup>この点、管轄の合意における要素の錯誤の判断は、錯誤者がその合意に拘束されることによつて被る訴訟追行上の不利益の有無を基準とすべきであろう。ただし錯誤者によつて不利益な管轄の合意は、それだけ相手方にとつて利益となるのが通常であろうから、複雑な取引関係の場合におけると異なり、相手方は容易にその事情を知り、または知ることができるといふ状況にあった、とみてよい。したがつて客観的な訴訟追行上の不利益の存在を要素の要件とし、これによつて錯誤無効と判断しても、格別に相手方の信頼を犠牲にして、錯誤者のみを一方的に保護したことにはならないであろう。またかりに要素の錯誤により管轄の合意が無効となった場合でも、当事者はなお法定管轄を利用できるといふ点で、一般の法律行為が錯誤無効により排斥される場合とは異なる価値判断が許されるであろう。

管轄の合意でも、動機錯誤の問題を生ずる。例えば一定の有利な取引が成立したものと誤信して、これと一体する管轄を讓歩して合意したような場合である。これは、管轄の変更自体に意思の欠缺はないが、これを決定する動機に誤信があった場合である。民法の通説によれば、動機錯誤も他の錯誤と区別すべきではなく、同じく民法九五条の適用を認めるべきである、とする<sup>(8)</sup>。管轄の合意についても、これと同様に解すべきである。ただ民法の解釈では、動機

の表示を要するか否かが問題となっているが、管轄の合意においては、その表示を要しない、と解すべきであろう。前述したように、錯誤者に訴訟追行上の不利益があれば、動機の表示の有無に拘わらず、等しく保護されるべきだからである。

三 瑕疵ある意思表示の取消に関する民法九六条の規定は、原則として管轄の合意についても類推適用されるべきである。<sup>(10)</sup>したがって詐欺または強迫に基づく意思表示により管轄の合意をした表意者は、その効力を否認することができない。問題は、詐欺による合意の効力の否認が民法九六条二項・三項の類推によって制限されるかである。もしその制限を認めるとすれば、第三者が詐欺をした場合は、相手方がその詐欺の事実を知っているときにかぎり、その意思表示を取消して合意の効力を否認できるだけであり、また善意の第三者に対しては、意思表示の取消による合意の無効を主張できないことになる。

このように民法九六条二項は、第三者の詐欺による場合の意思表示の取消の可否を、相手方の善意・悪意によって決すべきものとする。ただ管轄の合意にあっては、第三者の詐欺によって生ずる表意者の訴訟追行上の不利益は、直接相手方の利益となるのが通例であろうから、相手方としてはその事情を知りうる状況にあった、といえなくもない。つまり相手方が善意であっても、過失を推認できる場合には、意思表示の取消を認めて訴訟上無効の主張を許すべきであろう。<sup>(11)</sup>またかりに第三者の詐欺につき相手方が善意・無過失であっても、これによって表意者が著しく訴訟追行上の不利益を被った場合には、前述した要素の錯誤の問題として、合意の無効主張が許される。

民法九六条三項は、詐欺による意思表示の取消をもって善意の第三者に對抗できないものとするが、ここではまず

管轄合意の効力の特定承継に関して検討してみる必要がある。元來、管轄の合意は法定管轄の任意変更を許すものであるから、理論的にはその効力の譲渡性を否定すべき理由がない。この点、訴訟物たる権利関係が譲渡された場合に、これと一体する合意の効力がその譲受人に承継されるか否かについて、通説は、その権利関係の実体法的性質に応じて判断すべきものとする。すなわちその権利関係が当事者間でその内容を自由に定めうる性質のものであれば、管轄の合意もその権利行使に条件を加えたものとして、その内容を変更することになるから、譲受人は変更された内容の権利関係を承継して合意に拘束されるが、権利関係が定型化されていて当事者がその内容を自由に変更することができないものに関しては、譲受人は管轄の合意に拘束されない、<sup>(12)</sup> というのである。つまり物権等の権利関係につき管轄の合意をしても、その特定承継人に対しては、合意の効力が及ばないことになる。たしかに管轄の合意の効力は、訴訟物たる権利関係の内容をなす権利行使を制限し、あるいは拡張することになるが、しかしそれは、その合意をした当事者自身について生ずる効力であって、その合意当事者たる地位に基づくものと解すべきである。通説によるときは、例えば目的物の売主がその転買人たる第三者に対して訴を提起する場合に、それが代金債権に関するものであれば、第三者に合意の効力を及ぼし、物権に関するものであれば、その効力を及ぼさないと、<sup>(13)</sup> というのでは、第三者に直接合意の利益・不利益を及ぼし、かつ管轄裁判所が区々となる不都合を生ずるのであろう。同様の問題は、買主と第三者との間で訴を提起する場合にも生ずる。なお訴訟物たる権利関係の上に新たな利害関係を取得した第三者に、合意の効力が及ぶのかどうかは、通説の立場では明らかでない。

筆者は、管轄の合意の効力は、当事者間およびその一般承継人に対してのみ生じ、訴訟物たる一定の権利関係を譲

受けた者その他の特定承継人に対しては、当然には及ばない、と解したい。つまりその権利関係は、同一性を変えないで譲渡されることもあるが、合意当事者の地位に基づき生ずるその効力は、これに随伴しない。のみならず多くの場合は、譲渡された権利関係の内容は変更され、またその上に新たな利害関係が形成され、さらにまた転々譲渡されて変転する。したがって従前の権利関係を前提として成立した管轄の合意の効力は、当然にはこれらの承継人に及ばない、と解するのが妥当である。もっともこれらの譲渡人・譲受人の特約により管轄を承継させることもできるが、この場合の管轄は、その譲渡の当事者間で生ずる権利関係に関して新たに発生するものとみるべきであろう。このように解するときは、民法九六条三項の類推適用の余地がないから、表意者は、詐欺による取消を理由として、第三者に対し合意の無効を主張することができる。

(1) 本文と同様の問題は、意思無能力・心裡留保(民法九三条)・虚偽表示(民法九四条)等に関しても生ずるが、本稿ではこれらの検討を省略している。

(2) 兼子・民法法体系八九頁、三ヶ月・民法法(全集)二五六頁、斉藤編・注釈民法Ⅰ一五二頁、新堂・民法法七三頁注(一)・九九頁注(一)、中野||松浦||鈴木編・民法法講義七八頁、中務「合意管轄」菊井編全訂民法上巻五四頁、高島「管轄合意をめぐる問題点」新実務民訴講座Ⅰ二二七頁、本城「合意管轄」演習民法(上)一一二頁等。

(3) 通説である。例えば我妻・民法総則(講義Ⅰ)三〇六頁、川島・民法総則(全集)二九六頁、幾代・民法総則二七七頁等。

(4) 例えば詐欺における第三者保護の規定(民法九六条三項)は、錯誤無効の場合にも類推されるべきである、とする。我妻・前掲書三〇三頁、幾代・前掲書二七七頁。

(5) 竹下「訴訟行為と表見法理」実務民訴講座Ⅰでは、管轄の合意等の訴訟契約は、私法的取引関係の網の目に完全に組み込

まれており、取引の迅速、安全の要請は、かかる訴訟契約の有効・無効を一般の取引行為と同一の準則によって判定すべきであるとし（同書一九一頁）、例えば無権代理行為が民法一一〇条により効力を生ずるものとされる場合に、管轄の合意の相手方が善意無過失であっても、その合意のみを無効とすべき実質的理由は見出しがたいという（同書一九二頁）。しかし管轄の合意に訴訟法上の視点から考察を必要とすることは本文の通りであるが、取引行為と同様に、表見代理の成立を認めると、無権代理人がした専属的管轄の合意等によって本人は著しい不利益を被ることにならう。

- (6) 最近の錯誤論に関する紹介としては、中松「錯誤」民法講座Ⅰ四二四頁以下。
- (7) 星野・民法概論Ⅰ二〇一頁、幾代・前掲書二七〇頁、野村「意思表示の錯誤」法学協会誌九二卷一〇号一三五五頁等。
- (8) 詳しくは、小林「意思の欠缺と動機の錯誤」民法の争点四〇頁、須永「動機錯誤」民法Ⅰ（判例と学説②）九一頁以下。
- (9) 通説・判例は、動機が表示されたときにかぎり、法律行為の内容となり、民法九五条の適用があるとす。例えば我妻・前掲書二九七頁、最判昭和二九年一月二六日民集八卷一〇号二〇八七頁等。
- (10) 通説である。例えば兼子・前掲書八九頁、中務・前掲論文五四頁等。
- (11) 民法の学説では、第三者の詐欺により意思表示を取消すことができるのは、相手方が詐欺の事実を知っている場合だけでなく、これを知らうべき場合も含まれる、と解する。我妻・前掲書三一頁、幾代・前掲書二八一頁等。
- (12) 兼子・前掲書九一頁、三ヶ月・前掲書二五五頁、新堂・前掲書七三頁等。

#### 四 結 語

当事者の一方が管轄の合意によって著しく訴訟追行上の不利益を被る場合には、その成立を正当とするだけの合理的理由がないかぎり、解釈によって合意の成立を否定し、あるいは合意の効力を否認ないし制限することが望ましい。近時の学説も、一般にこの方向にあるものと思われる。本稿の目的も、このような意図によるものである。ただ

その解釈において、どのような方法・基準および資料等によるべきかが問題であり、またその法的評価においても、どの法規によりどのような評価をすべきかが問題となる。この点、学説は、もっぱら合意の私法的側面を重視し、その解釈では、法律行為のそれによるべきものとし、またその法的評価では、意思表示の無効または取消に関する民法規定の類推適用によるべきものとする。ところが法律行為の解釈にあつては、その内容を確定しなければ空虚となるから、あらゆる解釈の方法・操作・資料等により、当事者の真に達しようとした目的を明らかにすることを任務とする。しかし管轄の合意の解釈にあつては、もっぱら書面上当事者の意図した裁判所を特定するだけの作業であり、かりにこれを明らかにできない場合でも、訴訟物たる権利関係に基づく訴については、当事者間の公平を考慮した法定管轄によることができる。このような管轄に関する訴訟法の趣旨から、本稿では、管轄の合意の解釈につき検討してみた。

意思表示の無効・取消に関する民法の規定は、一般の取引行為の通則として、表意者と相手方のみならず、これと取引関係にたつ第三者の利害の調節を目的としている。したがってとくに取引安全を顧慮すべき必要性がない管轄の合意についてこれを類推するときは、一定の制限的解釈を必要とする。この趣旨から、本稿では、合意成立に必要な意思表示が錯誤・詐欺または強迫に基づいてなされた場合のその効力について検討してみた。